

若手研究者交流事業
グループ派遣（短期）
(Summer Visiting Program)

募集要綱

2016年度



貿易経済部 電話:(03)5573-2600 ex22
〒106-0032 東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル7F

1. 目的

本件事業は、科学技術分野（人文社会科学分野を除く）において、日本の若手研究者が台湾の関係研究機関の視察や関係者との討議・意見交換等を行うことにより、日台双方の研究分野の発展と人材の育成に資することを目的とするものである。

なお、本件事業は、台湾の科技部（Ministry of Science and Technology）との共同事業である。

2. 対象者

日本国籍を有し、日本の大学院に在籍している指導教官（常勤, 1 名）及びその学生 2 ～3 名（原則として 35 歳以下）からなる計 3～4 名の研究グループ。

- ・採用年度に修士入学見込の学生も応募可とするが（要入学証明書）、申請時点で修士または博士課程に在籍している学生が最低 1 名は含まれること。
- ・過去 5 年以内に本件事業に採用されたことがある指導教官は、同 5 年間で 2 回以上は採用されない。
- ・過去に本件事業に採用されたことがあるまたは長期派遣事業（個人派遣・Summer Program）に採用されたことがある学生は対象外。
- ・大学間交流協定による短期訪問が主目的の場合は対象外。
- ・会議参加が主目的の場合は対象外。
- ・社会人学生は、非正規雇用者に限り対象とする。

3. 実施期間

平成 28（2016）年 6 月 1 日～10 月 31 日までの間の 1 週間

4. 応募条件

以下の条件を満たすこと。

（1）台湾での研究受入先(*)が確定していること。

(*) ①大学、②中央研究院、③（財）国家実験研究院のいずれかの教員または研究員とすること。①

②③以外の研究先を日程に組むことについては問題ないが、民間企業を訪問する場合は企業概要を応募用紙に添付すること。

（2）研究、滞在に支障をきたさない語学力（英語或いは中国語）を有すること。

（3）心身共に健全であり、台湾において研究を行うのに支障のないこと。

5. 支給経費

(イ) 渡航費（日本－台湾間のエコノミークラス往復航空券を支給）

(ロ) 日本国内交通費

(ハ) 海外旅行傷害保険（交流協会にて付保）

(ニ) パスポート（5 年用）取得料（未所有者のみ）

(ホ) 台湾における滞在費（5,125 台湾元／日／人）

(ハ) 台湾域内交通費（初日と最終日の空港－宿舎（または目的地）間の交通費が対象。
上限 3,000 台湾元／人）

（注）上記(イ)～(ニ)については、（公財）交流協会から直接支給する。

（ホ）及び（ハ）については、申請者による依頼を受け、台湾の研究受入先が科技部に対して代理受領申請を行い、同受入先を通じ、支給対象者に支給される。

6. 報告書の提出

帰国後、1 ヶ月以内に研究報告書（英語・日本語各 2 部）を交流協会に提出しなければならない。また、別途、台湾側受入機関に対しても帰国後 2 ヶ月以内に研究報告書（英語）を提出すること。

7. 注意事項

（1）台湾における研究活動に対し、他の機関の助成金を同時期に重複して受給することはできない。

また、他の機関の助成金を受給する目的で、本件事業の開始時期及び期間を変更することは認めない。

その他、本件事業に採用された期間中は、大学間交流協定等、本件事業とは異なる交流枠組み制度による便宜を受けることも認めない。

（2）やむを得ない事情で私費にて滞在を延長する場合は、事前に交流協会の同意を得なければならない。

（3）自己の責任において研究受入先（4.（1）参照）及び宿舎を選定し、所定の手続きをとらなければならない。

（4）訪問先の数は 3 箇所以上とすること。（同じ機関内の別の研究科、研究室は複数と認めない）

8. 応募方法

（1）応募希望グループは所定の応募申請書を使用し、下記 10.へ書留郵便にて郵送する。メールでの申請は一切受け付けない。

（2）応募受付期間は平成 28（2016）年 1 月 11 日（必着）まで。

（3）応募申請書のうち、以下の点は特に注意のこと。

●日程表(P.4)

「日程記入欄」には、訪問時間、具体的な訪問や交流の内容を記載のこと。

「訪問先所在地及び担当者氏名記入欄」には漢字で記載のうえ、滞在費の受給手続を依頼する人に丸印を付けること。

「訪問先」に民間企業がある場合、同企業の概要も提出すること。

●受入同意書(中国語タイトル接待機構同意函 2種類あり P.5-6)

同意書のⅠが滞在費等の代理受給手続を依頼する機関用、Ⅱがその他の全ての訪問受入先用。必要事項を記載したデータを台湾のすべての訪問受入先に送信し、★印欄に加筆・署名・捺印をしてもらったものを提出すること。PDFによる副本での提出も可能だが、記載内容が明確に判読できるよう印刷の濃度に注意のこと。

9. 審査及び結果の通知

- (1) 交流協会において書類審査を行う。
- (2) 審査結果については平成 28 (2016) 年 3 月下旬に書面をもって通知する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせには応じない。

10. 申請書の送付先

〒106-0032 東京都港区六本木 3-16-33 青葉六本木ビル 7 階

公益財団法人交流協会 貿易経済部 担当者：角田径子

TEL：03-5573-2600、内線 22／FAX：03-5573-2601

E-mail：tsunoda@koryu.or.jp